⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。
⑺　その他機構が必要と定める資格を有する者であること。

3　総合評価に係る事項
⑴　総合評価の方法
①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③及び④により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
②　価格評価点の算出は､以下のとおりとし、満点は50点とする。
価格評価点＝50×（１－入札価格／予定価格）
※小数点第３位切捨て
③　技術評価点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、評価項目毎に評価を行い満点は100点とする。
※評価員の単純平均とし、小数点以下第３位四捨五入
④　本業務に係る「業務実績評価結果（平成28年10月実施）」「業務実績評価結果（平成29年10月実施）」「業務実績評価結果（平成30年10月実施予定）」の「要改善」評価の割合に応じて、技術評価点合計点から減点することとする（各年度において対象業務のある事業者は合算の上評価）。
⑵　落札者の決定方法　入札価格があらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑴によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。
落札者となるべき者の入札価格が、機構の予定価格の基準に満たない場合には、落札決定を保留し、当該業務の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、当該入札を行った者に対する事情聴取等の調査を実施する。

4　入札手続等
⑴　入札説明書の交付期間及び交付方法
交付期間　平成30年９月19日（水）から平成30年11月29日（木）まで
交付方法　入札説明書、仕様書、競争参加資格確認申請書等その他入札関係書類、契約書等は機構ホームページからダウンロードすること。
⑵　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
提出期間　平成30年９月19日（水）から平成30年10月11日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで
提出場所　〒274―0825 千葉県船橋市前原西２―12―７　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　千葉西住まいセンター　お客様相談課　電話047―474―1191
提出方法　持参または一般書留郵便による郵送とすること。なお、郵送による場合はその旨、事前に提出先へ電話連絡すること。
⑶　入札書の提出期限、提出先及び提出方法
平成30年11月27日（火）
提出先　〒274―0825 千葉県船橋市前原西２―12―７　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　千葉西住まいセンター　お客様相談課　電話047―474―1191
同日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。
⑷　開札の日時及び場所
日時　平成30年11月29日（木）（開札時間については、別途通知する）
場所　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　千葉西住まいセンター２階入札室（会議室）
※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。
なお、⑸の手続に移行することとなった場合は、開札の日時及び場所は⑸④によるものとする。
⑸　追加公募手続への移行　本件業務において、入札に参加する者が関係法人（関係法人が代表者となる共同企業体を含む）１者の場合は、開札を中断し、以下の追加公募手順に則って開札を行う。なお、当初の入札者は、申請書、資料並びに入札書の再提出は不要とする。
①　追加公募手続による入札説明書の交付期間及び交付方法
交付期間　平成30年11月29日（木）から平成31年２月７日（木）まで
交付方法　入札説明書、仕様書、競争参加資格確認申請書等その他入札関係書類、契約書等は機構ホームページからダウンロードすること。
②　追加公募手続による申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
提出期間　平成30年11月29日（木）から平成30年12月21日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、最終日は午後３時を期限とする）
提出場所　〒274―0825 千葉県船橋市前原西２―12―７　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　千葉西住まいセンター　お客様相談課　電話047―474―1191
提出方法　持参または一般書留郵便による郵送とすること。なお、郵送による場合はその旨、事前に提出先へ電話連絡すること。
③　追加公募手続による入札書の提出期限、提出先及び提出方法
提出期限　平成31年２月５日（火）
提出先　〒274―0825 千葉県船橋市前原西２―12―７　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　千葉西住まいセンター　お客様相談課　電話047―474―1191
提出方法　同日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。
④　追加公募手続による開札の日時及び場所
日時　平成31年２月７日（木）（開札時間については、別途通知する）
※②の提出期間において申請書及び資料の提出がない場合は、平成30年12月21日（金）午後３時に開札を実施する。
場所　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　千葉西住まいセンター
※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。

5　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。
これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表するので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。
⑴　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
①　機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
②　機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること